

## 全国過疎地域自立促進連盟

題目	新たな過疎対策の推進
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	国税 (税目:所得税、法人税)
iii)関係法律条項	過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項、第45条第1項
iv)意見の詳細	過疎地域において、個人又は法人が製造業、ソフトウェア業及び旅館業の用に供する設備を新增設した場合の、当該新增設にかかる機械・装置、建物・その他附属設備の特別償却について、現行過疎地域自立促進特別措置法に代わる新過疎法を制定した上で、対象となる業種の拡大を図るとともに、青色申告者に限定されている対象者を見直した上で、適用期間を延長すること。
v)措置を必要とする期間	新過疎法の適用期間
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>過疎地域においては、地域資源や情報化等を活用して総合的な産業の振興を図ることにより、地域の活性化、自立促進のための積極的な取り組みがなされているが、依然として高齢化の進行、若年者の流出がみられるところであり、対象業種の拡大及び特例措置の継続により引き続き過疎地域内に企業を誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化さらには地域の自立促進を図ることが必要である。</p> <p>また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することにより、UJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとって多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現にも資するものである。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	雇用の増大、若者の定住、所得水準の向上、UJIターンによる人口増などが促され、ひいては地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化、自立促進に資するものである。
viii)その他参考となる事項	

## 全国過疎地域自立促進連盟

題目	新たな過疎対策の推進
i)種別	既存の税制措置の拡充や延長に係るもの
ii)税目	国税 (税目:所得税、法人税)
iii)関係法律条項	過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条第1項、第65条の7第1項
iv)意見の詳細	<p>過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する所得税及び法人税の課税の繰り延べを認める特例措置について、現行過疎地域自立促進特別措置法に代わる新過疎法を制定した上で、同様の措置が受けられるよう根拠規定を設けること。</p>
v)措置を必要とする期間	新過疎法の適用期間
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>過疎地域においては、地域資源や情報化等を活用して総合的な産業の振興を図ることにより、地域の活性化、自立促進のための積極的な取り組みがなされているが、依然として高齢化の進行、若年者の流出がみられるところであり、対象業種の拡大及び特例措置の継続により引き続き過疎地域内に企業を誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化さらには地域の自立促進を図ることが必要である。</p> <p>また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することにより、UJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとって多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現にも資するものである。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	雇用の増大、若者の定住、所得水準の向上、UJIターンによる人口増などが促され、ひいては地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化、自立促進に資するものである。
viii)その他参考となる事項	